

札幌医科大学医療安全監査委員会規程（平成28年12月28日規程第55号）

（趣旨）

第1条 この規程は、医療法（昭和23年法律第205号）第19条の2第2号及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第15条の4第2号の規定に基づき設置される札幌医科大学医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 札幌医科大学附属病院（以下「附属病院」という。）における医療安全に係る管理状況について中立かつ客観的な立場から監査を行うため、札幌医科大学に委員会を置く。

（業務）

第3条 委員会は、前条に規定する監査を行うために必要な業務を行う。

- (1) 附属病院の医療安全管理責任者、医療安全部、医療事故防止対策委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等に対し、その業務状況の報告を求め、又は必要に応じて自ら確認ができるものとする。
- (2) 必要に応じ、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう、理事長又は病院長に意見を表明する。
- (3) 委員会は年2回以上開催するものとする。
- (4) 前号各号の実施結果を公表する。

（組織）

第4条 委員会の委員は3名以上とし、次に掲げる者を含む組織とする。

- (1) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 1名
 - (2) 法律に関する識見を有する者 1名
 - (3) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 1名
- 2 前項に規定する委員のうち、委員長及び委員の半数を超える数は、附属病院と利害関係のない者でなければならない。
- 3 前項に規定する利害関係のない者とは、次に掲げる項目を全て満たす者とする。
- (1) 過去10年以内に附属病院と雇用関係にないこと。
 - (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える寄付金・契約金等（監査委員会に係る費用を除く。）を附属病院から受領していないこと。
- 4 第1項の委員は、理事長が任命する。

（任期）

第5条 前条第1項各号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、附属病院病院課において処理する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月28日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第4条第1項の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（令和7年1月27日規程第3号）

この規程は、令和7年1月27日から施行する。